

第6回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会開催結果

1 日 時 令和8年7月1日（水）14時00分から17時00分まで

2 場 所 水戸三の丸ホテル 4階 ステラ

3 出席者 委員^{※1} 9名
事務局 7名
市町村^{※2} 29名（オブザーバー）
※1 欠席委員については、事前に意見聴取を実施
※2 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、
高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、
大子町
（東海第二発電所に係る原子力災害対策重点区域を含む市町村）

4 議 事

- （1）検証項目「住民への情報伝達」
- （2）検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」
- （3）検証項目「住民の屋内退避への支援策」
- （4）その他

5 結 果

（1）検証項目「住民への情報伝達」

事務局から取りまとめに向けた骨子（案）を提示し、その内容及び構成について議論を行った。委員からの意見を踏まえ、事務局において検証結果報告書（案）を作成することとなった。

委員から指摘のあった主な事項は、以下のとおり。

- ・ 情報伝達に係る項目整理については、「誰に・何を・どのように伝えるか」の観点から、報告書全体の構成を再整理すること。その際、県民、PAZ・UPZの住民、原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）外の住民、訪問者等、情報伝達の対象者及び伝達内容をより具体的に記載すること。
- ・ 緊急時における情報伝達体制
「広報文例の作成」にとどめず、広報すべき項目、発信のタイミング等を明確化するとともに、単独災害及び複合災害の双方を意識した情報伝達体制を整理すること。また、住民への情報提供、問合せ対応及び報道機関への資料提供を含め、実際の災害時に混乱を生じさせない体制を検討すること。
- ・ 緊急時における住民への情報伝達手段
いばらき原子力防災アプリ（以下「県アプリ」という。）、双方向情報伝達システム（以下「双方向システム」という。）等の新たな手段だけでなく、防災行政無線及び緊急速報メール等の既存手段を含めた全体的な方針を示すこと。また、高齢者、外国人、視覚障害者その他情報が届きにくい方への配慮、県アプリの訓練での活用及び平時・緊急時におけるPR、情報伝達手段を継続的に見直す考え方を明確にすること。

- ・ **平時からの住民への情報提供**

地域のキーパーソンに加え、学校教育等も含めた幅広い層への情報提供及び啓発を検討すること。また、訓練や講座等を通じて住民の理解を促すとともに、原子力防災に関心の薄い層への啓発についても取り組むこと。

(2) 検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」

事務局から、前回の委員意見を踏まえた要員・資機材の想定及び確保方策に関する追加説明を行い、議論を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。これらを踏まえ、改めて県の方針・対策案を整理することとなった。

- ・ 要員数及び資機材数について、算定根拠、前提条件及び必要数が増加する事態を明確にするとともに、職員自身の被災、家族事情、道路寸断、自然災害との複合災害等により、想定どおりに要員を確保できない場合の対応方針を示すこと。
- ・ 原子力防災業務に従事する職員の不安や混乱を防ぐため、放射線防護に関する事前研修を充実するとともに、原子力事業者間協力による電力会社からの応援等も考慮し、避難退域時検査等に必要となる人員を適切に算定すること。
- ・ 防塵マスク、個人線量計、ゲート型モニタ等の不足分について、県による配備や他県との相互融通を含めた確保方策を明確にすること。あわせて、国、他自治体、民間事業者等からの応援について、想定する業務に応じた役割分担及び受入れの考え方を整理すること。
- ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布体制について、県・市町村の役割分担、配布方法、配布のタイミング等を整理し、具体化すること。

(3) 検証項目「住民の屋内退避への支援策」

事務局から、検証に当たっての前提条件、検証の対象及び視点に関する説明を行い、議論を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。これらを踏まえ、次回、現状及び課題等を整理した上で、具体的な議論を行うこととなった。

- ・ 屋内退避の意義について、避難に伴う心身への負担を避けることに加え、住民の安全を確保しつつ、全体として混乱なく対応するために必要な措置であることを、分かりやすく整理すること。
- ・ 屋内退避中の一時的な外出について、状況が確定していない段階から外出が可能であるかのような誤解を招かないよう、表現を慎重に検討すること。
- ・ 屋内退避中の物資購入や通院等の「一時的な外出」への対応については、公共交通機関の運行の可否など、民間事業者の対応も含め確認すること。
- ・ 屋内退避の実施に当たっては、準備段階から適切な呼びかけを行うとともに、U P Z 外を含めた県内全域への情報提供の方法及び内容等を整理すること。
- ・ 屋内退避に関して、既に検証した事項、今後検証すべき事項及び他の検証項目との関係を俯瞰できるよう整理し、今後、市町村の意見も聴きながら検討を進めること。

6 議事要旨

目次

(1) 事務局説明.....	4
ア 議題1（検証項目「住民への情報伝達」）.....	4
(ア) 第5回委員会意見に対する追加説明.....	4
(イ) 取りまとめ骨子（案）.....	4
イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）.....	4
ウ 議題3（検証項目「住民の屋内退避への支援策」）.....	4
(2) 質疑応答・意見（○：委員、●：事務局）.....	5
ア 議題1（検証項目「住民への情報伝達」）.....	5
(ア) 取りまとめ骨子（案）の構成.....	5
(イ) 緊急時における情報伝達体制.....	6
(ウ) 緊急時における住民への情報伝達手段.....	7
(エ) 平時からの住民への情報提供.....	9
(オ) 摂取制限・出荷制限に関する情報伝達及び問合せ対応.....	9
(カ) まとめ.....	10
イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）.....	10
(ア) 要員・防災資機材数の算出の目的と考え方.....	10
(イ) 応援・受援を想定する業務と事態進展に応じた応援・受援の方針.....	11
(ウ) 動員可能見込み数の根拠.....	12
(エ) 事態進展に応じた防災資機材の確保の方針.....	13
(オ) 避難退域時検査.....	13
(カ) 安定ヨウ素剤の緊急配布体制（◇：市町村）.....	14
(キ) 要員・防災資機材の確保に向けた今後の対応.....	15
(ク) まとめ.....	15
ウ 議題3（検証項目「住民の屋内退避への支援策」）.....	16

(1) 事務局説明

ア 議題1（検証項目「住民への情報伝達」）

（ア）第5回委員会意見に対する追加説明

資料1－1に基づき、以下の内容について説明した。

- ・ 農林水産物等の摂取制限・出荷制限に係る国、県及び市町村の役割
- ・ 情報が届きにくい住民への情報伝達の充実
- ・ 自治体職員向けの住民問合せ対応用Q&A等の整理
- ・ これまでに抽出した課題のうち、優先的に取り組む事項

（イ）取りまとめ骨子（案）

資料1－2に基づき、以下の内容について説明した。

- ・ 第4回から第6回までの委員会における議論の整理
- ・ 緊急時における情報伝達体制に係る課題及び今後の県の対応
- ・ 緊急時における住民への情報伝達手段に係る課題及び今後の県の対応
- ・ 平時からの住民への情報提供に係る課題及び今後の県の対応

イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）

資料2に基づき、以下の内容について説明した。

- ・ 要員・防災資機材数の算出の目的及び考え方
- ・ 応援・受援を想定する業務並びに事態進展に応じた応援・受援の方針
- ・ 動員可能見込み数の根拠
- ・ 原子力災害時の事態進展に応じた防災資機材の確保方針
- ・ 要員・防災資機材の応援・受援のイメージ
- ・ 要員・防災資機材の確保に向けた今後の対応

ウ 議題3（検証項目「住民の屋内退避への支援策」）

資料3に基づき、以下の内容について説明した。

- ・ 屋内退避の運用に係る国における検討の経緯及び屋内退避の概要
- ・ 一時的な外出、屋内退避の継続可否の判断、解除及び避難への切替えに関する考え方
- ・ 住民の一時的な外出、屋内退避中の生活物資の調達、民間事業者の活動、生活の維持が困難な場合における避難への切替え、複合災害時の対応等に関する前提条件
- ・ 物資の備蓄・調達・供給、ライフラインの維持・復旧、要配慮者への対応を中心とした検証の対象及び視点
- ・ 病院、社会福祉施設等における放射線防護対策

(2) 質疑応答・意見 (○：委員、●：事務局)

ア 議題1 (検証項目「住民への情報伝達」)

(ア) 取りまとめ骨子(案)の構成

- 「第5回委員会における委員意見」のうち、今回説明しない意見についても検証結果報告書に反映させる理解でよい。
- そのように考えている。
- 資料1-2「取りまとめ骨子(案)」について、「緊急時における情報伝達体制」「緊急時における住民への情報伝達手段」及び「平時からの住民への情報提供」と区分して整理しているが、情報伝達全体の構造が分かりにくい。原子力防災における基本的な考え方を大きな枠組みとして最初に示し、それを緊急時・平時を通じて共通するものとして位置付けた上で、個別の項目を整理すべきではないか。具体的には、県アプリ等を含む情報伝達手段を活用し、迅速かつ広範囲に情報を発信することを、基本的な考え方として示しておくことが必要ではないか。また、高齢者等の中には、スマートフォン等を利用した情報の取得が困難な方もいることから、県アプリ等を活用した情報伝達を進めるとともに、情報が届きにくい方にも十分配慮するという基本方針を明確に示しておくことが必要ではないか。具体的な対応は検証結果報告書に記載することとしても、その考え方は骨子の段階で明記しておく必要があるのではないか。
- 骨子としてポイントのみを記載しているため、分かりにくくなっている面もあると考えている。平時から各市町村で活用している防災行政無線や緊急速報メール等の既存の情報伝達手段を引き続き活用するとともに、原子力防災に特に有効な県アプリや双方向システムについても重ねて活用していきたい。あわせて、全体の方針を示した上で、これまでの議論を網羅し、高齢者等、情報が届きにくい方にも十分配慮した内容となるよう、検証結果報告書を整理していきたい。
- まとめ方について、従来から継続して実施している取組と新たに実施する取組との違いが分かりにくく、新たな取組のみが記載されているように見える。これまでの取組と新たな取組を整理し、それぞれが分かるよう記載してほしい。
- 資料1-2の2ページ「議論の内容」に、「『住民への被ばくの影響を回避又は無用な被ばくを回避するため屋内退避を徹底すること』を重点区域内に全国最大の人口を持つ当県の最重要課題として位置付け」との記載があるが、その実効性を確保するためには、適切な情報伝達に加え、必要な物資及び人員を確保することが重要であるという、より上位の考え方として整理すべきではないか。したがって、この考え方は「議論の内容」に記載するのではなく、骨子全体の基本的な考え方として位置付けた上で、各項目を整理すべきではないか。
- 「緊急時における情報伝達体制」「緊急時における住民への情報伝達手段」及び「平時からの住民への情報提供」に区分して整理しているが、「平時からの住民への情報提供」についてはよいとして、「緊急時における情報伝達体

制」及び「緊急時における住民への情報伝達手段」については、情報伝達の基本である「誰に・何を・どうやって」の観点から見ると、全体の構成が分かりにくい。「誰に・何を」に関する記載は、十分に具体化されていない一方、「どうやって」に関する内容は、県アプリ及び双方向システムに係る記載に集中しているほか、2ページの項目④「報道機関への資料提供の様式整備」及び項目⑤「住民対応用のQ&A整備」にも分散している。県アプリを特に取り上げる意図は理解できるものの、県アプリに関する記載が目立ち、「県アプリを整備したことで十分である」と受け取られかねない。「誰に」については、要配慮者が中心となっているが、今後検証する屋内退避支援策との関係も踏まえ、情報を伝達すべき対象を具体的に整理して記載すべきではないか。「誰に・何を・どうやって」の観点から資料全体を整理した方が分かりやすいのではないか。

- 「誰に伝えるか」「何を伝えるか」及び「どのように伝えるか」という観点に分かる構成となるよう、資料全体の整理方法を検討する。今回の骨子には記載していないが、「誰に伝えるか」という観点では、これまでの議論において、学校、病院、社会福祉施設及び一時滞在者等への情報伝達についても取り上げており、検証結果報告書に盛り込むことを検討していきたい。
- 住民への情報伝達手段について、双方向性を重視する県の方針は評価できる。一方、資料1-1「住民への情報伝達に係る協議・意思決定のフロー」については、情報の流れが一方向に見えるため、住民から寄せられた情報をその後の情報伝達にフィードバックする流れが分かるようにすべきである。
- 全体として対象者が「住民」と整理されているが、この整理ではやや粗いのではないか。対象者については、県民、重点区域の住民及び訪問者といった区分のほか、PAZの住民、UPZの住民及びそれ以外の住民という区分も考えられる。この点について、今後、記載を見直されたい。
- 検証結果報告書に反映させたい。

(イ) 緊急時における情報伝達体制

- 課題として「事故の各段階で広報すべき具体的な内容は未整理」として、「今後の県の対応」として広報文例を作成することとしているが、文例を作成する前に、まず「何を伝えるべきか」という項目を洗い出し、その内容が十分かどうかを精査するとともに、どのタイミングで発信するかを含む情報発信の基本的な考え方を最初に示した上で、個別の説明を行う構成とすべきではないか。また、「具体的な内容が決まっていない」という表現は、内容が全く定まっていないとの誤解を与えかねないため、「分かりやすい内容の表記について検討中」といった表現の方が適切ではないか。
- 「広報文例の作成」については、「広報の項目・タイミング・文例を明確化する」との表現に修正してほしい。あわせて、検証結果報告書を作成する際には、これまでの議論の内容を漏れなく整理するとともに、まず、全住民に向けた情報伝達に係る全体的な方針を明確に示した上で、県アプリについては、その有効性を踏まえて特に取り上げる形で記載してほしい。

- 情報伝達の「体制」がポイントであるのに、記載が広報文例に関する内容に偏っているのは疑問である。広報文例は情報伝達の手段の一つにすぎず、それだけで体制が整っていることにはならないため、体制自体の検討を盛り込むべきである。また、現状の記載は原子力災害に特化した内容となっているが、原子力災害の発生に自然災害が関係する場合には、あらかじめその関係を意識しておかなければ、原子力災害の広報と自然災害の広報が混乱したり、体制が分かれて人員が不足したりするおそれがある。「自然災害との関係性を意識した体制の検討を進める」旨を、どこかに盛り込んでほしい。「報道機関への資料提供の様式」についても、資料提供様式のみならず、体制の観点から未整理の事項があれば整理を進め、実際の災害時に混乱を招かない体制づくりを検討事項として記載すべきである。
- 取りまとめに当たり、項目④「報道機関への資料提供の様式整備」の「今後の県の対応」に、単独災害及び複合災害のいずれの場合にも活用できる資料提供様式とする旨を追加してほしい。

(ウ) 緊急時における住民への情報伝達手段

- 県アプリについて、「緊急時にすぐにダウンロードできるようにする」としているが、実際の緊急時には住民に伝わりにくいと考える。県アプリの広報チラシについても、受け取っても保管場所を忘れてしまい、緊急時に探し出すことは難しい。県内の住民を対象とするのであれば、県の広報紙「ひばり」や各市町村の広報紙にQRコードを掲載するなど、より幅広い周知方法を検討しているか伺いたい。
- 平時の県アプリのダウンロード数を増やすための広報については、各方面で取り組んでいるところであるが、今回の検証委員会では、新たな視点として、平時に県アプリのダウンロードが進まない場合であっても、緊急時に至った後にダウンロードしてもらい、情報伝達をするという考え方を示した。平時から県の広報紙には毎回県アプリのQRコードを掲載しているが、災害時には、県のホームページ、X（旧Twitter）、LINE等でダウンロード用のURLを案内するほか、報道協定に基づき、NHK等に表示を要請することを想定している。
- 県アプリの周知に関する取組について、平時及び緊急時の周知方策を含め、取りまとめ骨子（案）にももう少し記載してほしい。
- 県アプリについては、訓練での活用をはじめ、より一層の活用及びPRに努めてほしい。
- 双方向システムの「双方向」とは、何と何の間の双方向を指すのか。また、やり取りされる情報の内容について説明してほしい。
- 双方向システムは、テレビのインターネット接続機能を活用し、テレビ画面上で自治体からの避難指示等の情報を伝達するものである。テレビのリモコンのボタンを介し、情報を受け取った住民が反応を返すことができる機能を有している。従来の情報伝達手段では、情報を発信しても住民が受け取ったかどうかを把握できなかったが、双方向システム及び県アプリでは、情報送付後に「受け取りました」「分かりました」といった受信確認や住民の反応を発信側の自治体でも把握でき、到達度を確認できる機能となっている。

- 「双方向情報伝達システム」の名称については、事業名として用いることは差し支えないが、資料上は「情報伝達システム」という表現でよいのではないかな。
- 情報伝達手段は時代とともに変化していくものであるため、「変わっていくことを意識した議論・検討が必要」という視点を盛り込むことが重要ではないか。今回、県アプリや双方向システムが紹介されているが、近年はA Iへの問合せも一般的になりつつある。県アプリや双方向システムに一辺倒になるのではなく、発信する情報そのものをホームページ等にデータとして適切に掲載し、A Iが読み取れるような仕組みも、時代に合わせて検討していく必要があるのではないかな。発信すべき情報そのものが常にデータとして活用できる状態にあることが重要であり、発信形態にかかわらず、住民に情報が届く仕組みを常に模索していくことも考えてほしい。
- 県アプリについて、対象地域が限定的となっている点が気になる。県のアプリであれば、県内市町村全域を対象としてもよいのではないかな。重点区域外の住民についても、情報伝達の対象に含めてほしい。訓練による効果確認についても、県民全体を対象とすることが分かるよう記載してほしい。また、訪問者や外国人への情報伝達についても、検証結果報告書に取組の一つとして記載してほしい。あわせて、平時からの情報提供に係る取組にも、県アプリの周知を記載した方がよいのではないかな。
- 県アプリは大幅に改良されており、訓練モードもあるため、項目③「外国人、視覚障害者等、情報が届きにくい方への情報提供」の「今後の県の対応」にも訓練での活用を明記し、キーパーソンやリーダーとなる方々が参加・体験できるようにすることで、県アプリの普及にもつながるのではないかな。一方で、県アプリにおいて、住民からの問合せについてA Iチャットボット等を活用し、県アプリ内で対応できるようにすれば、県や市町村への電話による問合せを減らせることから、住民が必要とする情報を県アプリ内で得られる機能を充実させることも重要ではないかな。また、地図上に一時集合所だけでなくP A Z・U P Zの区域を表示することや、S N Sへの拡散機能を付加することなど、改善を検討してほしい。
- 県アプリについては、継続的に機能を追加することを引き続き検討したいと考えている。提案のあった問合せ対応についても、例えばA Iチャットボットを組み込み、県アプリ内で完結できるようにすることなども今後検討していきたい。
- 県アプリの対象は、避難対象区域の住民に限られるのか、それとも県民全体を対象としているのか確認したい。
- 避難所を案内する機能等、避難指示に関する機能はP A Z・U P Zの住民を対象としている。一方で、利用者の近くにあるモニタリングポストの放射線量を確認できる機能や、原子力防災に関する一般的な知識の説明機能については、全住民を対象としている。今後は、区域外の住民でも活用できる機能を充実させ、全県民が県アプリを有意義に活用できるようにしていきたい。

(エ) 平時からの住民への情報提供

- 項目①「原子力防災に係る広報・啓発の強化」に関し、地域のキーパーソンは重要であるが、人数が限られており、災害の状況によっては、緊急時にリーダーとして動けるかどうかもあり得る。キーパーソンに限定せず、より幅広い層に情報を伝えることを想定してはどうか。例えば、小中学生に対し、学区ごとに原子力災害に限らず水害等も含めた災害時にとるべき行動を年に一度でも伝えておけば、「津波てんでんこ」の事例のように、子どもを通じて親にも伝わる可能性があるのではないかと。県・市町村においても、学校教育等を含め、幅広い層への情報提供及び啓発について、今後検討してほしい。
- 地域のキーパーソンに対する講座に加え、学校教育等の現場における情報提供及び啓発についても記載してはどうか。
- 地域のキーパーソンを対象に啓発を行うことは望ましいが、原子力防災に特化した形ではなく、既存の地域活動や防災活動と連携して実施する方が効果的と考える。
- 原子力災害時に県がどのような手段で情報を伝えるのかを、住民に分かりやすく示し、その実効性を確保するための訓練や講座、キーパーソンを育成する講座等を順次実施し、住民の不安に応える形とすることが重要である。訓練や講座への参加を通じて、住民の疑問点の解消や行政側の課題把握にもつながると考える。原子力防災に関心の薄い層についても、地域の防災力を高める観点から、啓発や参加を促す仕組みが必要ではないかと。
- 原子力防災に関心の薄い層への啓発についても、検証結果報告書に記載していきたい。市町村と相談の上、実施方法を検討していきたいと考えている。

(オ) 摂取制限・出荷制限に関する情報伝達及び問合せ対応

- 摂取制限・出荷制限に関する情報伝達については、福島第一原子力発電所事故時の対応を通じて県に蓄積された知見についても、今後、適切に活用してほしい。
- 摂取制限・出荷制限に関する記載について、福島第一原子力発電所事故後に設定された一般食品中の放射性セシウムに係る食品衛生上の基準値は 100 Bq/kg である一方、緊急時の O I L 6 では、放射性セシウムについて、飲料水及び牛乳・乳製品は 200 Bq/kg、野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他は 500 Bq/kg とされている。緊急時の住民への情報発信に当たっては、この違いについて、目的や時間軸の観点も含め、きちんと説明できるようにすべきである。国としてもこの違いを明確に示していないため、地方として、国に対し、O I L 6 と食品衛生上の基準値との使い分けをどのように住民に説明すればよいのか、問い合わせるべきではないかと。
- 福島第一原子力発電所事故の際、茨城県内でも農産物の出荷制限後に住民からの問合せが増加し、問合せ窓口を設置したものの、県だけでは十分に答えられない場面があり、J A E A 等の支援を受けながら対応した経緯がある。こうした経験を踏まえ、出荷制限の基準が意味する内容や、仮に基準を超過した食品を摂取してしまった場合の影響等について、住民からの質問に答えられるよう、国に対して改めて要望していきたい。

- 資料の記載は、O I L等の細かい制度説明を曖昧にしているわけではなく、事故時に実際に放射性物質が放出された場合の対応を具体的に準備しておくという趣旨であり、O I Lの各段階に応じた広報文をあらかじめ細かく準備しておくというニュアンスであると理解している。
- 国から出荷制限・摂取制限の指示があった際には、県・市町村は単に指示を待つだけでなく、住民への情報伝達や問合せ対応を含め、住民への説明及び必要な支援を一体的に行う必要があると考えている。また、基準値等の数値が意味する内容についても説明できるようにすることが課題であると認識している。今後、国に対する要望・要請についても検討していきたい。
- 項目①「広報すべき具体的な内容の構築」の「今後の県の対応」には、O I Lに関する情報を住民にどのように伝達するかという点も含まれるものと理解している。検証結果報告書に記載する際には、その点についても、きちんと記載していただきたいと思う。

(カ) まとめ

- 資料1－2の2ページ、①「緊急時における情報伝達体制」の「議論の内容」は、骨子全体を通貫する内容であるため、検証結果報告書においては、基本的な考え方として冒頭に位置付けてほしい。
- 検証結果報告書の作成に当たっては、「広報文例」ではなく、全体として「項目・タイミング・文例などを明確化する」という表現を用いるとともに、単独災害・複合災害の双方を意識した記載とし、対象となる「住民」の定義及び範囲についても、より具体的に記載されたい。
- 資料1－1に関する意見については、なお課題が残っているため、検証結果報告書を作成する際には、その点も含めて整理してほしい。
- 県アプリの訓練での活用及びPRについても、意見を踏まえ、検証結果報告書に反映してほしい。
- 検証項目「住民への情報伝達」に関する議論は一旦ここまでとし、事務局において、これまでの委員意見を踏まえ、検証結果報告書（案）を作成していただきたい。作成した報告書（案）については、改めて議論及び確認を行うこととしたい。

イ 議題2（検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」）

(ア) 要員・防災資機材数の算出の目的と考え方

- 資料2では、屋内退避を基本とし、状況により避難又は一時移転を行うことを前提に、必要な業務を整理していると理解している。一方、第5回委員会資料2では、避難支援及び避難所運営については必要な人数が業務ごとに示されているのに対し、屋内退避時の要員数は1行のみの記載であり、また、1,200～3,000人と幅が大きい。屋内退避中にどのような要員が必要となるかについては、検証項目「住民の屋内退避への支援策」で議論した上で、改めて要員数の整理をより具体化する必要があると思う。

- 指摘のとおり、資料上、屋内退避時の業務は食料等配給のみの記載となっている。屋内退避時に他にどのような対応が必要となるかについて、今後示したい。
- 資料2「想定業務の考え方」では、バス輸送等は、指定地方公共機関が担うものとして、行政職員の対応が必要となる業務から除いている。しかし、原子力災害時には、協定内容にもよるが、一定の線量を超えた場合に民間事業者が現場に出られなくなる可能性がある。指定地方公共機関が担う業務は、単に人数がいれば対応できるものではなく、資格又は専門性を有する人材が必要となる。行政職員では対応が困難な業務について、指定地方公共機関等が対応できなくなった場合に、当該業務を代替するために必要となる人材も踏まえて検討してほしい。
- 事業者には従業員への安全配慮義務があり、トラック協会等と協定を締結していても、実際には一定の線量基準を超える前の段階で、従業員を現場業務に従事させることが困難となる可能性がある。一定の基準を超えた場合の対応方針を整理した上で、その考え方をより早い段階から準用できるように整理した方がよいと思う。
- 緊急時応急対策に従事する者の被ばく管理は、基本的にはその者が属する組織が被ばく管理基準を定め、管理することになる。民間事業者も、基本的には自ら定めた基準により従事することになると考える。一方、バス運転手について、協力要請に当たって被ばく線量を予測することは、要請者である県の役割になると考える。
- バス協会との避難住民等の緊急輸送等に関する協定では、被ばく線量の予測結果が1 mSv 以上の場合には協力を要請しない運用としている。この場合は、基本的には実動組織による対応を考えているが、民間事業者が業務に従事できなくなる場合も含め、どのように対応するかについての考え方を整理し、次回示したい。

(イ) 応援・受援を想定する業務と事態進展に応じた応援・受援の方針

- 資料2「事態の進展に応じた応援イメージ図」では、避難所を避難元の市町村が運営すると想定しているが、避難先市町村に避難した住民については、避難先市町村の職員が運営した方がよいのではないかと。避難所運営はどのような役割分担を想定しているのか確認したい。
- 原子力災害時は広域避難となるため、避難元市町村と避難先市町村との間で避難者の受入れに関する協定を締結しており、避難所の開設及び初動対応は避難先市町村が行い、早期に避難元市町村に引き継ぐ想定となっている。避難所運営には相当のマンパワーが必要となるため、避難元市町村及び避難先市町村の職員だけでなく、国・他自治体からの応援職員による運営も想定している。
- 避難所運営は市町村の業務である一方、広域避難に関する協議・調整は県の役割である。要配慮者の二次避難等に係る広域的な調整における県の役割も明記すべき。

- 支援については、外部から人員の支援を受けることだけでなく、それらの人員をどのように受け入れるかまで含めて検討する必要がある。受入側では人員の調整に大きな負担がかかり、例えば、短期間の支援は、状況によっては、かえって受入側の負担となることもある。必要な要員数を検討する際には、どのような役割を担う人材に来てもらう必要があるのか、支援の在り方を更に掘り下げて整理すべきではないか。
- P A Z ・ U P Z 内で対応する業務について、関係市町村に加え、県職員による支援を想定しているが、これらの要員に不足が生じた場合の対応についても検討する必要があるのではないか。
- 資料 2 「支援職員の割り当てイメージ図」では、不足分をどこから補うのかが分かりにくい。避難所運営については、支援の役割分担が分かるよう表現を工夫してほしい。また、U P Z で屋内退避のみの場合は、当該市町村に対して県が支援職員を割り当てないように見える。屋内退避時は市町村のみで対応するのか、県職員による一定程度の支援を行うのかが分かるよう記載してほしい。
- 屋内退避時の食料等配給については、市町村職員だけでも対応が見込めるとしているが、不測の事態により要員が不足する場合には、市町村から県への支援要請が行われることになる。県はその状況について情報を収集し、必要に応じて県職員を支援職員として配置する想定であり、この点の記載が不足していたため、補足したい。あわせて、不測の事態により要員が足りない場合の対応及び考え方も示したい。

(ウ) 動員可能見込み数の根拠

- 資料 2 では、「想定する県の支援要員数は充足できる見込み」と整理されているが、自然災害との複合災害時には、職員自身や家族が被災する場合や、道路の寸断により移動できない職員が生じる場合など、想定どおりに要員を確保できない場合も考えられる。充足できない場合にどのように対応するのかを明記した方がよいと思う。また、「要員・防災資機材の支援・受援のイメージ」では、P A Z ・ U P Z 内の避難支援を県職員が担い、避難所運営については国・他自治体からの支援職員が従事する整理となっている。国・他自治体からの支援を P A Z ・ U P Z 内の対応に充てない前提でよいのか。
- 県職員を動員することにより、必要な支援要員は確保できる見込みと説明したが、当初想定した要員が参集できない場合又は外部から支援を受けられない場合も考えられる。また、参集までの時間的余裕を考慮し、重点区域内における避難支援に係る業務については県職員が、比較的時間的余裕がある避難所運営業務については他自治体からの支援により対応するとの考え方で整理したが、この考え方どおりに対応できない場合も想定する必要があるため、その場合の対応及び考え方を示したい。
- 資料 2 に示された「4,800～6,900 人」等の要員数の幅について、どのような事象により必要人数が増加するのかが分かりにくい。最低値と最大値だけでなく、変動する要因を明確にし、表中又は注記に記載した方がよいと思う。

- 人数の幅は、業務ごとに必要な要員数を積み上げて算出したものだが、算定の考え方が分かるよう、注記等により補足したい。
- 県職員で充足できる見込みとしているが、県職員が本人又は家族の事情により対応業務への従事が困難な場合であっても、必ず従事しなければならないと受け止めると、過度な負担を感じるおそれがある。災害対応を経験した職員が離職することも懸念されるため、県職員のケア等、職員を守るための方策を検討してほしい。
- 「県民の身体・生命等を守る業務」等に従事する職員を除いた県職員を、原子力防災業務に動員できる職員として想定しているとのことだが、災害時には、原子力防災業務に動員できると想定した職員の一部が出勤できず、県民の身体・生命等を守る業務等に追加の人員を充てる必要が生じる場合もあるため、その点も考慮した方がよいと思う。
- 県職員についても、複合災害時には、家族の事情その他の事情により、一定程度、対応業務に従事できない場合が考えられる。対応に従事できない職員がどの程度見込まれるかについても検討してほしい。
- 福島県では、県職員又は市町村職員の中にも避難した方がいた。家族事情その他の事情により対応業務に従事できない場合があることはやむを得ないが、事前に放射線防護に関する十分な研修を行うことで、職員の混乱や不安を防ぐことができる。職員に対する放射線防護に関する研修をどのように実施するのかについても、要員確保に関する課題として示してほしい。
- 一定の線量を超えることが想定される場合に、県職員及び市町村職員が従事する業務の範囲や、自衛隊等の実動組織に対応を依頼する基準について、人数算定等と併せて検討してほしい。

(エ) 事態進展に応じた防災資機材の確保の方針

- 資料２では、防塵マスク、個人線量計及びゲート型モニタが現状不足する資機材としている。これらについて、県が今後必要数を確保する見込みなのか、又は当面は不足することを前提に、協定に基づき原子力事業者から提供を受けることを想定しているのか確認したい。
- 県としても、引き続き防塵マスク、個人線量計及びゲート型モニタ等の資機材の配備を進める考えであるが、それでも発災時に不足する資機材については、国・他県等からの支援により確保することを考えている。

(オ) 避難退域時検査

- 資料２では、ゲート型モニタの必要台数を 20 台とし、18 台が不足としている。1 か所に 2 レーンを設けるとすれば、10 か所程度の避難退域時検査場所を想定しているようにも見えるが、必要台数 20 台は、どのようなシミュレーション又は想定に基づくものか確認したい。
- 今回は、拡散シミュレーションに基づく最大約 10.5 万人の一時移転を想定し、避難退域時検査場所を 5 か所、使用するゲート型モニタを 1 か所当たり平均 4 台として試算している。

- ゲート型モニタが不足する場合、原子力災害時の相互応援に関する協定に基づき、他県への支援要請により調達することになるのか。また、他県から調達するゲート型モニタの仕様が県ごとに異なる場合、運用上の問題についても検討しているのか確認したい。
- 国において、原子力発電所が立地する地域間で資機材を融通する方針を検討中であり、方針決定後に具体的な対応等が明らかになると考えている。ゲート型モニタ等の避難退域時検査関係資機材については、国を交えて具体的な運用方法を検討しているところであり、こうした状況も踏まえて確保していきたいと考えている。
- 避難退域時検査では、各検査場所に県職員が検査責任者等として配置されると理解しているが、ゲート型モニタの操作を含む実際の検査は誰が担うのか確認したい。
- 検査責任者及び検査責任者補佐は県職員が担うこととしており、これらの人員は今回の要員数に算入している。ゲート型モニタの操作を含む実際の検査については、原子力事業者の協力を得て運用することを想定している。
- 避難退域時検査で使用する機器の操作には専門的な知識が必要であり、専門知識を有する者が対応することは適切である。一方、検査責任者等を担う県職員も、機器の取扱いや運用上の留意点を把握しておく必要があるため、必要な知識を習得するための研修について検討してほしい。
- 防災関係職員だけでなく全庁的な動員を想定しているが、一般職員の原子力災害対応に関する知識は十分でないと認識している。今後、職員を対象に、原子力防災の基礎知識及び職員が取るべき行動に関する研修を実施していきたい。避難退域時検査の検査責任者及び検査責任者補佐についても、業務の趣旨を理解していなければ運用に支障が生じると考えており、こうした取組を今後検討したい。
- 平時の放射線監視に携わる職員がどの程度おり、不足する人員がどの程度いるか、また、避難退域時検査に対応できる人員がどの程度いるかについて、検討する必要があるのではないか。現時点で対応可能な人員をリストアップしてほしい。
- ゲート型モニタ等を用いる避難退域時検査について、具体的にどのように運用するのかを改めて示してほしい。
- 避難退域時検査に係る応援職員については、電気事業連合会を通じた各電力会社からの応援を想定し、必要となる人数を算定してほしい。

(カ) 安定ヨウ素剤の緊急配布体制（◇：市町村）

- ◇ 資料２「事態の進展に応じた応援イメージ図」では、県職員がPAZにおける住民避難対応として安定ヨウ素剤の緊急配布を行うように示されている。県職員が配布する際の根拠又は権限、配布に当たる職種及び市町村職員との役割分担について確認したい。PAZでは安定ヨウ素剤の事前配布を行っている一方、UPZでは原則として事前配布を行っていない。UPZでは、市町村ごとに、一時集合所で安定ヨウ素剤を配布した後に避難退域時検査場所へ向かう運用と、住民が直接避難退域時検査場所へ向かい安定ヨウ素剤の緊急配布を受け

る運用がある。市町村ごとに配布の機会及びタイミングが異なるため、県職員の配置及び市町村職員との役割分担を明確にし、今後、緊急配布体制を具体化する際には各市町村と調整してほしい。

- 安定ヨウ素剤は、基本的には医師による説明を受けた上で配布することが望ましいとされている。一方、薬剤師又は自治体職員による緊急配布は、大規模災害時等における緊急避難的対応として想定されている。県としても、適切な体制をもって配布できるような形を想定している。
- 安定ヨウ素剤の緊急配布については、次回以降、具体的な説明を行った上で、議論できるようにしてほしい。

(キ) 要員・防災資機材の確保に向けた今後の対応

- 原子力災害対応には専門性が必要であるため、人数だけでなく、必要な専門性を持つ人材をどの程度確保できるかという観点も検討する必要がある。
- 県の役割は、県庁だけが対応できればよいというものではなく、県内全体で必要な対応が行えるようにすることである。県庁だけがBCPを整備していても十分ではなく、市町村、指定公共機関等の関係機関がそれぞれ必要な体制を整備し、連携して活動できなければ、県の防災計画は成立しない。県内部の計画の検討に加え、県内の関係機関が連携して活動できるかを相互に確認する必要がある。また、本来想定した人数が集まらない場合の対応はBCPの重要な点であり、各関係機関が実際に必要な対応を行えるのか、できていることとできていないことを相互に確認し、現状を明らかにしながら取り組む必要がある。
- 市町村との連携については、検証委員会における論点を市町村と共有し、今後の取組に活かしていきたいと考えている。
- 民間事業者の協力については、協定等に基づく対応が実際に機能するよう、平時から応援要請の手順を確認し、訓練を実施するなど、実効性の確保に取り組まれない。
- 民生委員のように、地域での役割を担い、緊急時に支援に当たることが想定される住民については、被ばく管理に関する国の基準や取扱いが十分に整理されていない。地方での運用上の課題として国に示し、こうした住民を含む支援に当たる者の防護に関する枠組みについて、必要な整理を国に要請してほしい。
- 原子力災害対応に係る応援要員及び重点区域内への資機材搬送等に関わる支援者の安全確保は重要である。重点区域内での活動に関するガイドライン、研修教材等の整備について、今後検討すべきではないか。

(ク) まとめ

- 今回、要員・防災資機材数の算出の目的、事態進展に応じた方針等について事務局から説明があり、様々な意見が出された。これらを踏まえ、改めて整理した上で、次回以降、論点を整理してほしい。

ウ 議題３（検証項目「住民の屋内退避への支援策」）

- 屋内退避は、避難に伴う心身への負担を避けることに加え、住民の安全を確保しつつ、全体として混乱なく対応するために必要な措置であることを整理する必要があると思う。また、屋内退避中の一時的な外出については、原子力施設の状況が十分に把握できない段階から外出が可能であるかのような誤解を招かないよう、表現を慎重に検討する必要があると思う。さらに、屋内退避中の生活物資の調達については、民間事業者に業務への従事を求めることにつながるため、その対応が可能かどうかや、平時からの備蓄の考え方との整合も含めて検討する必要があると思う。
- 屋内退避について、技術的な論点だけを個別に検討すると、既に検証した事項との関係で、必要な検討事項を見落とすおそれがある。既に検証した事項と、屋内退避に関して今後検証すべき事項を照合し、共通して検討すべき事項と屋内退避に特有の事項を整理した上で、全体を俯瞰できる一覧表を作成してほしい。
- 資料３の住民の「一時的な外出」では、透析患者の通院や小売店での生活物資の購入が想定されている一方、民間事業者の活動の中では、公共交通機関の運行が取り上げられていない。透析患者が医療機関を受診できなくなることも考えられるため、公共交通機関の運行の可否なども確認した方がよいと思う。
- 避難への切替えをできる限り回避するという県の方針は、屋内退避の対象人口が多い茨城県の実情を踏まえると、妥当であると考ええる。また、要配慮者への対応については、屋内退避の長期化に伴い、新たに支援を要する者が生じる可能性も視野に入れて検討されたい。
- 住民の屋内退避を支援するに当たっては、情報伝達も重要な観点であることから、屋内退避時の情報伝達体制についても検証の対象として示されたい。
- 屋内退避時には、放射線量に関する情報提供が重要であり、その方法を整理する必要があると思う。また、資料３の「検証に当たっての前提条件」や「検証の対象・視点」は、全面緊急事態における屋内退避を中心に整理されているが、警戒事態や施設敷地緊急事態における対応や、ＵＰＺ外を含む県内全域への情報提供も含め、県民に対する情報提供の対象及び内容を整理した上で議論する必要があると思う。
- 今回は事務局からの説明が中心であったことから、次回以降、現状及び課題等を整理した上で、具体的に議論していただければと思う。

（注）「（２）質疑応答・意見」には、事前に聴取した欠席委員の意見を含む。